

自動車税納税通知書封筒広告掲載要領

平成18年10月17日制定

平成23年10月18日一部改正

平成28年 9月28日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道広告取扱要綱第6条の規定に基づき、北海道が発付する自動車税納税通知書用封筒の裏面に掲載する広告（以下「自動車税納税通知書封筒広告」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告内容等の制限)

第2条 自動車税納税通知書封筒広告は、北海道広告取扱要綱第4条第2項に定める内容のもの又は北海道広告取扱基準第3に定める業種若しくは事業者に係るもののほか、自動車税納税通知書封筒広告として適当でないと総務部長が認めるものについては掲載しない。

(広告掲載料の基準となる額の提示等)

第3条 広告掲載料の基準となる額は、募集に係る公告の際に提示する。

2 広告のデザイン等の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告の申込み)

第4条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、自動車税納税通知書封筒広告掲載申込書（別記第1号様式）を知事に提出するものとする。

(広告の選定)

第5条 知事は、広告掲載希望者から前条の規定による申込みがあったときは、当該申込みのあった広告が掲載できるものであるかどうかを審査し、その結果を自動車税納税通知書封筒広告掲載の申込みについて（別記第2号様式）により広告掲載希望者に通知する。

(広告主の選定)

第6条 見積書を提出させる方法により広告主を選定する場合は、見積額が最も高いものを広告主として選定する。

2 最高価格の広報掲載希望者が2者以上のときは、くじにより決定する。

3 前2項の規定による広告主の選定及び決定は、総務部財政局税務課において行う。

(広告主への通知等)

第7条 知事は、広告主を決定したときは、その旨を自動車税納税通知書用封筒広告掲載の選定結果について（別記第3号様式）により広告主に通知するとともに、速やかに当該広告主と自動車税納税通知書広告掲載契約を締結する。

（広告内容の承認）

第8条 広告主は、掲載しようとする自動車税納税通知書封筒広告の内容について、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認に当たり広告主が掲載しようとする当該広告の内容に訂正・削除等が必要な場合は、広告主に依頼し、広告主は正当な理由がある場合を除き、訂正・削除等に応じなければならない。
- 3 知事は、当該広告内容を承認したときは、その旨を広告内容承認通知書（別記第4号様式）により広告主に通知する。

（広告原稿の提出等）

第9条 広告主は、前条の承認を受けようとするときは、別に定める日までに、知事に自動車税納税通知書封筒広告の原稿を提出しなければならない。

- 2 自動車税納税通知書封筒広告には、次の事項について明確に表示しなければならない。
 - (1) 広告主の名称及び連絡先
 - (2) 上部に縦1.0cm×横3.5cm以上の大きさの「廣 告」の表示

（付記事項）

第10条 広告欄には、広告欄の設置意義及び当該欄が広告欄であることを明確にするため、広告の内容に関する責任の帰属に関する事その他必要な事項を注記するものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、自動車税納税通知書封筒広告に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年10月17日より施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月18日より施行する。

附 則

この要領は、平成28年 9月28日より施行する。

自動車税納税通知書封筒広告掲載申込書

北海道広告取扱要綱第7条及び自動車税納税通知書封筒広告掲載要領第4条の規定に基づき、広告掲載を次のとおり申し込みます。

なお、この申込書及び添付書類については事実と相違ないこと、法令を遵守していること、北海道広告取扱要綱及び同基準並びに自動車税納税通知書封筒広告掲載要領を遵守すること、道税の滞納がないこと並びに消費税及び地方消費税の未納がないことを誓約します。

平成 年 月 日

北海道知事 様

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

上記代理人

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

記

1 掲載を希望する媒体の名称
自動車税納税通知書封筒

2 広告の内容

3 連絡先

- (1) 担当部署及び担当者氏名
- (2) 電話番号及びファクシミリ番号
- (3) 電子メールアドレス

※1 広告の内容（例えば〇〇のイメージアップ広告など）を記入し、広告の素案を添付してください。

※2 代理人が申込む場合は委任状を添付してください。

※3 会社の業務内容が分かる会社概要や会社のホームページのURLなどの資料を添付してください。

税 務 第 号
平成 年 月 日

様

北海道知事

自動車税納税通知書封筒広告掲載の申込みについて

平成 年 月 日付けで申込みのありました広告については、北海道広告取扱要綱及び同基準並びに自動車税納税通知書封筒広告掲載要領に適合するものと認めますので、次の事項を承知の上、見積書を提出してください。

記

1 契約事項

平成 年度自動車税（定期課税）納税通知書用封筒広告掲載契約

2 契約の内容

- | | |
|------------------|---------------------------------------|
| (1) 広告を掲載する媒体の名称 | 平成 年度自動車税（定期課税）納税通知書用封筒 |
| (2) 掲載位置 | 平成 年度自動車税（定期課税）納税通知書用封筒の裏面 |
| (3) 規格 | 縦6.5cm×横17.5cm |
| (4) 広告の色 | 黒及び北海道が指定する色（2色刷） |
| (5) 発付予定年月日 | 平成 年5月上旬 |
| (6) 発付通数 | 約 万通（平成 年度の実績であり、平成 年度は多少異なる場合があります。） |

3 見積書提出の期限及び場所

- (1) 期限 平成 年 月 日（ ）
- (2) 場所 北海道総務部財政局税務課
- (3) 郵送による提出にあつては、提出期限を必着とする。

4 見積書記載金額

見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額としてください。

5 その他

別紙見積心得その他関係法令の規定を承知してください。

連絡先
北海道総務部財政局税務課
060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話
担当

税 務 第 号
平成 年 月 日

様

北海道知事

自動車税納税通知書封筒広告掲載の申込みについて

平成 年 月 日付けで申込みのありました広告については、北海道広告取扱要綱及び同基準並びに自動車税納税通知書封筒広告掲載要領に適合するものと認めますので、通知します。

なお、後日、指名競争入札に係るご案内を送付いたします。

連絡先

北海道総務部財政局税務課

060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話

担当

税 務 第 号
平成 年 月 日

様

北海道知事

自動車税納税通知書封筒広告掲載の申込みについて

平成 年 月 日付けで申込みのありました広告については、掲載しないこととなりましたので、通知します。

記

- 1 広告媒体の名称 平成 年度自動車税（定期課税）納税通知書用封筒
- 2 掲載しない理由

連絡先

北海道総務部財政局税務課

060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話

担当

税 務 第 号
平成 年 月 日

様

北海道知事

自動車税納税通知書封筒広告掲載の選定結果について

平成 年 月 日付けで申込みのありました自動車税納税通知書封筒広告について、貴社を
広告主とすることを決定しましたので、通知します。

つきましては、広告掲載に当たり、次により関係書類の提出等をお願いします。

記

1 契約書の提出

別添契約書2通に記名押印の上、平成 年 月 日までに提出してください。

2 広告原稿の提出

(1) 原稿の提出形式

(2) 提出期限

平成 年 月 日までに提出してください。

3 その他

連絡先
北海道総務部財政局税務課
060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話

広告内容承認通知書

平成 年 月 日

所在地
名 称 様

北海道総務部財政局税務課長

平成 年 月 日付けで提出のありました平成 年度自動車税
納税通知書封筒の広告原稿について内容を審査した結果、
適当であると認めます。

連絡先
北海道総務部財政局税務課
電話

自動車税納税通知書封筒広告として適当でないと総務部長が認めるもの

自動車税納税通知書封筒広告掲載要領第2条に規定する自動車税納税通知書封筒広告として適当でないと総務部長が認めるものは、次に掲げるものとする。

記

- 1 酒類に関連する広告
- 2 道税を滞納している者の広告
- 3 その他自動車税納税通知書封筒に掲載することが適当でないと認められるもの